

告示

埼玉県告示第四百十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和二年四月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和二年四月八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社光和産業	埼玉県朝霞市栄町一丁目七番二十四号	細川光朝	埼玉県知事許可（般一―一七）第二〇四三〇号
三浦仮設株式会社	埼玉県富士見市東大久保百十八番地一	三浦三郎	埼玉県知事許可（般一―一八）第三五一四四号
友栄電気通信工事有限公司	埼玉県越谷市大字増森二千四百八十二番地三	坂下敏	埼玉県知事許可（般一―一七）第五五八二六号
有限会社光進電設	埼玉県所沢市大字荒幡三百三十七番地の十五	酒井淳之助	埼玉県知事許可（般一―一七）第六〇〇四五号
株式会社クリンアップ	埼玉県新座市あたご二丁目一番三十二号	島崎永鎬	埼玉県知事許可（般一―一七）第六八九六三号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

令和二年埼玉県告示第六十三号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。